

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	建物減価償却累計額	6,000,000	建物	10,000,000
	未決算	4,000,000		
2	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
3	建設仮勘定	3,000,000	当座預金	3,000,000
4	当座預金	12,000,000	資本金	6,000,000
	株式交付費	100,000	資本準備金	6,000,000
			現金	100,000
5	別途積立金	100,000	繰越利益剰余金	100,000

・解説

1. 固定資産の滅失に関する問題です。

火災により建物が焼失した場合、焼失時の建物の帳簿価額（取得原価 10,000,000 円－減価償却累計額 6,000,000 円＝4,000,000 円）を未決算勘定に振り替えます。

なお、本問は焼失したタイミングが不明かつ減価償却に関する指示がないので、当期の減価償却費を考慮する必要はありませんが、第 122 回の問 4のように期中に焼失した場合は、当期の減価償却費を月割計算して焼失時の帳簿価額を計算します。

■参考問題 1…その後、保険会社から満額の 5,000,000 円の保険金を支払う旨の連絡があった。

☆解答仕訳

(借) 未収入金 5,000,000 / (貸) 未決算 4,000,000
(貸) 保険差益 1,000,000

■参考問題 2…その後、保険会社から 3,000,000 円の保険金を支払う旨の連絡があった。

☆解答仕訳

(借) 未収入金 3,000,000 / (貸) 未決算 4,000,000
(借) 火災損失 1,000,000

固定資産の滅失に関しては、「滅失時（本問の解答仕訳）」または「保険金の受取額確定時（上記の参考問題）」のどちらかの仕訳が問われます。

仕訳のポイントは、「固定資産が滅失したときの帳簿価額を未決算勘定に振り替える」「保険金の受取額が確定したら、未決算勘定との差額を特別損益で処理する」の 2 点です。

仕訳のポイントは、「固定資産が滅失したときに帳簿価額を未決算勘定に振り替える」「保険金の受取額が確定したら、貸借差額を特別損益で処理する」の 2 点です。

固定資産の減失に関する問題は、第100回の問3や第108回の問3、第109回の問5、第114回の問4、第119回の問5、第122回の問4、第126回の問2、第138回の問1でも出題されているので、あわせてご確認ください。本問は、第138回の問1とほとんど同じ問題です。

2. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

3. 固定資産の取得に関する問題です。

本問のように、建設に先立って代金の一部を支払った場合には、建設仮勘定を計上して支出額を記録しておき、建設完了・引渡時に建物に振り替えます。

固定資産の取得に関する問題は、第101回の問3や第118回の問5、第120回の問5、第125回の問4、第128回の問1、第139回の問1、第139回の問5、第141回の問2、第145回の問1、第147回の問1、第150回の問2でも出題されているので、あわせてご確認ください。

4. 増資時の新株発行に関する問題です。

本問のように「**資本金に組み入れる金額は会社法が定める最低額**」という指示がある場合は、払込金額総額から資本金組み入れの最低額（＝払込金額の二分の一）を差し引いた額を資本準備金として処理します。

実際に計算する場合は払込金額総額（12,000,000円）を2で割って、それぞれを資本金・資本準備金で処理するだけです。

■会社法・445条2項…前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

■会社法・445条3項…前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

なお、最低組み入れ額の規定は「できる」規定ですので、必ずしも二分の一が強制されるわけではありません。

あくまでも、問題文に指示がある場合にのみ適用されるものですので、特に指示がない場合は、原則どおり払込金額総額を資本金で処理します。

また、株式交付費とは「会社設立後、新たに株式を発行するために要した費用」をいい、株主募集のための広告費や金融機関・証券会社への取扱手数料などがこれに該当します。

本問は、問題文に「**株主募集のための広告宣伝費 ¥ 100,000 は現金で支払った**」とあるので、広告宣伝費ではなく株式交付費で処理します。

新株発行に関する問題は、第114回の問1や第120回の問2、第122回の問1、第127回の問1、第130回の問4、第133回の問4、第137回の問4、第140回の問1、第143回の問3、第146回の問4でも出題されているので、あわせてご確認ください。

5. 繰越利益剰余金とは、株主総会において利益処分（配当など）の対象となるもので、以前は未処分利益と呼ばれていたものです。

この繰越利益剰余金は借方残（＝マイナス）になっても補填が強制されているものではないので、**借方残（＝マイナス）のまま次期へ繰り越すことも可能**です。

本問も補填しきれなかった 50,000 円の借方残が次期に繰り越されていくことになります。なお、繰越利益剰余金勘定は借方残でも貸方残でも勘定科目名は変わらないので気をつけましょう。

繰越利益剰余金の補填に関する問題は、第 108 回の問 5 でも出題されているので、あわせてご確認ください。ほとんど同じ形で出題されています。